

平成 29 年 2 月 16 日

各 位

会 社 名 サイオテクノロジー株式会社
代表者名 代表取締役社長 喜多 伸夫
(コード番号 3744 東証第二部)
問合せ先 常務執行役員 小林 徳太郎
電 話 0 3 - 6 4 0 1 - 5 1 1 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年3月29日開催予定の当社第20回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 本日付の「会社分割による持株会社体制移行に伴う吸収分割契約締結及び商号の変更に
関するお知らせ」において開示のとおり、当社は、平成 29 年 7 月 1 日（予定）を効力発
生日とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）により、持株会社体制へ移行
する予定です。これに伴い、現行定款第 1 条（商号）及び第 2 条（目的）を変更するも
のであります。当該定款変更につきましては、定款変更案附則第 2 条に、平成 29 年 3 月
29 日開催予定の当社第 20 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に
付議される吸収分割契約の承認の件が原案どおり承認可決されること及び本件吸収分割
の効力が発生することを条件として、本件吸収分割の効力発生日に変更の効力が生じる
旨の規定を設けることにより、同日をもって効力が発生するものとします。なお、定款
変更案附則第 2 条につきましては、同第 3 条により、当該定款変更の効力発生日をもっ
て削除されます。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行さ
れたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。
つきましては、当社は、平成 28 年 12 月 26 日付「監査等委員会設置会社への移行に関す
るお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査
等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を高め、監査体制の
強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、本定時株主
総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行すること
を決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委
員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関す
る規定の削除等の変更を行うものです。当該定款変更につきましては、本定時株主総会
の終結の時をもって効力が発生するものとします。

- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款変更案第43条(剰余金の配当等の決定機関)として新設及び現行定款第48条を変更するとともに、不要となる現行定款第10条及び第49条を削除するものです。当該定款変更につきましては、本定時株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。
- (4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更及び監査役の実任免除に関する経過措置に係る附則第1条の新設等所要の変更並びに一部字句の修正を行うものであります。当該定款変更につきましては、本定時株主総会の終結の時をもって効力が発生するものとします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程(予定)

定款変更のための株主総会開催日	平成29年3月29日(水)
定款変更の効力発生日(定款第1条及び第2条を除く部分)	平成29年3月29日(水)
定款変更の効力発生日(定款第1条及び第2条)	平成29年7月1日(土)

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>サイオステクノロジー株式会社</u>と称し、英文では、<u>SIOS Technology, Inc.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の<u>事業を営む</u>ことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(1)～(7) <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><u>(8) 前各号の事業に関連又は付帯する一切の事業および出資並びにこれらの事業を営む国内および外国の会社、組合およびこれに相当する事業を営む事業体の株式又は持分を所有することによる当該会社等の事業活動の支配、管理および支援(当該会社等の経営管理および事業運営に関する業務の一部の受託を含む。)</u></p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>サイオス株式会社</u>と称し、英文では、<u>SIOS Corporation</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の<u>各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配又は管理する</u>ことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(1)～(7) <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p style="text-align: center;"><u>2 当社は、前項各号及びこれに付帯又は関連する一切の事業を営むことができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 <条文省略></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 <条文省略></p> <p><u>(取締役会決議による自己株式の買受け)</u></p> <p>第10条 <u>当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第11条～第12条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第19条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 <現行どおり></p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p><削除></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第9条 <現行どおり></p> <p><削除></p> <p>第10条～第11条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第18条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は、8名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)</p> <p>第 <u>21</u> 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 <条文省略></p> <p>3 <条文省略></p> <p>(任期)</p> <p>第 <u>22</u> 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 <u>23</u> 条 <条文省略></p>	<p>(選任方法)</p> <p>第 <u>20</u> 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <現行どおり></p> <p>3 <現行どおり></p> <p>(任期)</p> <p>第 <u>21</u> 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><削除></p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 <u>22</u> 条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 24 条 < 条文省略 ></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役 <u>および各監査役</u> に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役 <u>および監査役</u> の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 26 条 < 条文省略 ></p> <p>< 新設 ></p> <p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役 <u>および監査役</u> がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第 28 条 < 条文省略 ></p>	<p>(取締役会の招集権者および議長) 第 23 条 < 現行どおり ></p> <p>(取締役会の招集通知) 第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第 25 条 < 現行どおり ></p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第 26 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第 28 条 < 現行どおり ></p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下「報酬等」という。)</u> は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第30条 <条文省略></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 <条文省略></p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p> <p>第32条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p><u>(選任方法)</u></p> <p>第33条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p><u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>(相談役および顧問)</p> <p>第30条 <現行どおり></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 <現行どおり></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p> <p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第35条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の招集通知は、会日3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><削除></p>
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第41条</u> 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><削除></p> <p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第32条</u> 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第33条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第34条</u> 監査等委員会の決議は、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数で行う。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>42</u> 条～第 <u>43</u> 条 < 条文省略 ></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 執行役員</p> <p>第 <u>44</u> 条～第 <u>46</u> 条 < 条文省略 ></p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 <u>47</u> 条 < 条文省略 ></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(期末 配当の基準日)</p> <p>第 <u>48</u> 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p style="text-align: center;">(監査等委員会の議事録)</p> <p>第 <u>35</u> 条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p> <p style="text-align: center;">(監査等委員会規程)</p> <p>第 <u>36</u> 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 <u>37</u> 条～第 <u>38</u> 条 < 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 執行役員</p> <p>第 <u>39</u> 条～第 <u>41</u> 条 < 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 <u>42</u> 条 < 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 <u>43</u> 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 <u>44</u> 条 < 現行どおり ></p> <p style="text-align: center;"><u>2</u> <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 6 月 30 日とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="389 284 496 315"><新設></p> <p data-bbox="193 416 448 448"><u>(中間配当の基準日)</u></p> <p data-bbox="177 463 761 591"><u>第49条 当社は、取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p data-bbox="193 672 472 703"><u>(配当財産の除斥期間)</u></p> <p data-bbox="177 719 526 750">第50条 <条文省略></p> <p data-bbox="416 804 523 835"><新設></p> <p data-bbox="389 938 496 969"><新設></p> <p data-bbox="389 1308 496 1339"><新設></p>	<p data-bbox="887 284 1390 365"><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p data-bbox="970 463 1077 495"><削除></p> <p data-bbox="802 672 1082 703"><u>(配当財産の除斥期間)</u></p> <p data-bbox="786 719 1136 750">第45条 <現行どおり></p> <p data-bbox="1050 804 1121 835"><u>附則</u></p> <p data-bbox="802 889 1281 920"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="786 936 1390 1209"><u>第1条 当社は、監査等委員会設置会社移行前の監査役（監査役であった者を含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="802 1263 978 1294"><u>(効力発生日)</u></p> <p data-bbox="786 1310 1390 1673"><u>第2条 第1条（商号）、第2条（目的）の変更は、平成29年3月29日開催予定の当社定時株主総会に付議される吸収分割契約の承認の件が原案どおり承認可決されること及び上記吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日に効力が発生するものとする。</u></p> <p data-bbox="786 1738 1390 1818"><u>第3条 附則第2条及び本条は、前条に係る定款変更の効力発生日を以て削除する。</u></p>

以上